

## (仮称) 北区官民連携イベント企画運営業務委託仕様書

### 1 業務名称

(仮称) 北区官民連携イベント企画運営業務委託

### 2 事業目的

大阪市北区役所は現在、区内市立中学校等で実施する職業出前授業への講師派遣を協力している企業・専門学校等として、約 100 団体の登録があるほか、様々な分野で企業等との連携協定締結を進めており、官民連携の推進に取り組んでいる。

また、子どもたちが自らの将来を主体的に進路選択するための指針となる夢や目標をはぐくみ、社会的・職業的に自立した人材育成を図ることができるよう、子どもたちの夢づくりにつながる事業にも積極的に取り組んできた。

官民連携の推進と、子どもたちの夢づくり及び大阪・関西万博の機運の盛り上げを目的として、令和 5 年度から令和 7 年度の 3 年間にわたり「夢キタ万博」を開催し、延べ 3 万人を超える来場者があった。

令和 8 年度も「(仮称) 北区官民連携イベント」を継続して開催し、官民連携の更なる推進を図るとともに、大阪・関西万博のレガシーとして企業等がそれぞれの強みを生かしたイベントを実施することで、子どもたちの夢づくりにつなげる。さらに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的に、区内全 19 地域が一堂に会し、市民活動団体、企業、学校等との連携・協働により区民まつりや地域対抗の体育祭を企画・開催する「北区民カーニバル」と同日に開催することで一体感のあるイベントとして集客を図り、企業・学校・地域との連携事業を推進することを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 28 日（月）まで

### 4 「(仮称) 北区官民連携イベント」概要

#### (1) 開催日時

令和 8 年 10 月 18 日（日）10 時～16 時（予定）

#### (2) 開催場所

大阪市立北区民センター 2 階ホール、第 5 ・ 6 会議室

大阪市北区役所 1 階待合スペース

（大阪市北区扇町 2-1-27）

※北区民センター 1 階及び北区役所内会議室等については、発注者との調整により使用可能な場合がある。

### (3) 主なコンテンツ（予定）

#### ① 職業体験コンテンツ

会場内にブースを設け、職業や事業の紹介・各種体験等、大阪市北区職業出前授業協力企業（別添参考）及び大阪市北区役所が連携協定を締結する企業等（以下「協力企業等」という。）の強みを生かした職業体験を実施する。

#### ② 万博レガシーコンテンツ

子どもたちの多文化理解の深化・国際感覚育成、万博レガシーとして国際交流の機運醸成、各国との交流促進が実現できる企画を実施する。

※同日に扇町公園等で開催される「北区民カーニバル」の運営業務については、別途「令和8年度北区民カーニバル事業業務委託」として、公募型プロポーザルにより実施事業者の選定を行い、令和8年3月中旬に事業者決定予定である。広報業務及び当日の会場への案内・誘導等については、令和8年度北区民カーニバル事業業務委託事業者と連携し、本委託業務として実施する。

※上記以外にも発注者による直接企画のコンテンツを実施する場合がある。その場合は、広報業務及び当日の会場案内・誘導・実施記録については本委託業務として実施すること。

## 5 業務内容

### (1) 総合的な企画・管理・運営業務

「(仮称) 北区官民連携イベント」の企画・管理・運営業務を行う。

- ① 「(仮称) 北区官民連携イベント」の統括責任者を配置すること。
- ② 「(仮称) 北区官民連携イベント」の実施計画書を作成すること。実施計画書には、実施内容・全体スケジュール及び実施体制を明記するものとする。実施計画書の作成に当たっては、以下の点に留意すること。

#### 【共通事項】

- ・メインターゲットは、大阪市北区在住又は在学の小学生及び中学生（以下「子どもたち」という。）とする。大阪市北区内の学校が団体参加する場合は、優先的に参加できるようすること。当該学校との連絡調整については受注者にて行うこと。
- ・「北区民カーニバル」と一体感のあるイベントとなるよう、会場が複数か所に分散していることを考慮し、参加者が両イベントを回遊できるような工夫を施すこと。
- ・「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえた工夫を施すこと。

#### 【職業体験コンテンツ】

- ・協力企業等が出展するブースを45程度配置することとする。出展者同士、出展者と参加者、又は参加者同士が交流できる仕掛けを取り入れること。

- ・出展者同士の交流を促進するために、複数の出展者が連携して1つのブースを運営するなど、限られたスペース内で工夫を凝らすこと。
- ・協力企業等の出展に係る意向確認については、受注者が行うこととする。
- ・会場の配置図や運営マニュアルの作成など、スムーズな進行ができるよう工夫すること。

#### 【万博レガシーコンテンツ】

- ・各国の文化等を発信するブースを出展し、来場者に外国の文化に触れる機会を提供し、「持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献」などを意識するとともに、子どもたちを中心とした多くの参加者が万博のレガシーとして世界を感じることができる企画を実施すること。なお、発注者において、事前調整中の国（イタリア・メキシコ・ベルギー・ラトビア・ドイツ・コロンビア等）の6ブース程度を含めること。

- (3) 令和8年度北区民カーニバル事業業務委託事業者との連絡調整を行うこと。
  - ・令和8年度北区民カーニバル事業業務委託事業者と連携し、必要に応じて会場への搬出入動線や来場者の受付・整理等の連絡調整を行うこと。また、参加者が両イベントを回遊できるような工夫を施し、調整のうえ実施すること。
  - ・「北区民カーニバル」全体にかかるリーフレット制作については、令和8年度北区民カーニバル事業業務委託事業者が実施することから、広報用素材等について十分な情報共有をして円滑な事業実施に努めること。
- (4) 「（仮称）北区官民連携イベント」の会場管理者である大阪市コミュニティ協会（以下「会場管理者」という。）と必要な連絡調整を行うこと。
- (5) 「（仮称）北区官民連携イベント」の開催に当たって必要な、警察や消防、飲食許可に係る関係省庁等との連絡調整を実施すること。
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修等の実施状況については、業務完了届提出時に併せて報告すること。
- (7) その他、運営する中で疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議の上決定すること。

#### （2）「職業体験コンテンツ」及び「万博レガシーコンテンツ」に係る連絡調整

出展を希望する企業等との連絡調整を行う。

- (1) 出展に関する連絡調整を行うこと。出展者は原則として、協力企業等のほか、自衛隊・警察・消防等の公共的な団体とする。ただし、それ以外の企業等であっても、発注者が認めた場合は出展者とすることができます。出展に係る費用は、原則として双方無償とし、出展者への謝礼支払い及び出展料の徴収のいずれも行わない。
- (2) 出展を希望する企業等に対して、出展に当たっての条件を整理し、資料作成の上で説明するとともに、その後の問い合わせについて対応すること。なお、出展者説明会等を実施する場合は、大阪市北区役所の会議室を使用することができるものとする。

### (3) 広報業務

「(仮称) 北区官民連携イベント」に、より多くの区民等が関心を持ち、参加するための効果的な広報を展開する。

- ① 子どもたちを優先的に参加させるため、チラシ及びホームページ等の必要な広報物を作成し広報を行うこと。また、発注者においても広報を行うことができるよう、広報物のデータ等を提供すること。
- ② 上記①実施後、一般参加者への周知のため「(仮称) 北区官民連携イベント」のホームページを公開するとともにポスター・チラシをはじめとする広報物を作成し、広くPRすること。
- ③ その他、多くの区民等の参加が見込めるよう、多様な媒体を活用すること。なお、発注者においては、大阪市北区広報紙及び大阪市北区ホームページへの掲載、区内広報板への掲示、区内公共施設へのチラシ配架依頼等を実施することが可能である。
- ④ 作成した広報物（写真、動画、イラスト、デザイン、キャッチコピー等の素材も含む）に関する使用権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、発注者に帰属するものとする。

### (4) 予約受付業務

- ① 「(仮称) 北区官民連携イベント」ホームページ内に予約受付ページを開設し、予約を行うことが可能な状態とすること。
- ② 予約状況については、発注者が隨時確認できるようにすること。
- ③ 「職業体験コンテンツ」はブースごと実施回ごとの予約受付を原則とすること。

### (5) 当日等の運営業務

「(仮称) 北区官民連携イベント」の運営に際して、設営、運営から撤去に至るまで総括的に行う。

#### ① 設営・撤去

- ・会場設営（車両侵入に伴い必要となる養生も実施すること）
- ・撤去作業（清掃を行い、原状復帰させること）
- ・看板類の作成、設置、撤去作業
- ・電源設備、その他必要機材の調達
- ・「職業体験コンテンツ」出展者及び「万博レガシーコンテンツ」出展者（以下「出展者等」という。）による機材搬出入等の受付、誘導及び調整事務（前日準備含む）
- ・事業系一般廃棄物に係る処理事務（当日のごみ箱の設置・管理・ごみ袋の交換含む。本業務の履行により発生した廃棄物については、関係法令に基づき適切に処理すること。）

#### ② 運営管理

- ・来場者が各会場へスマートに入場できるよう、必要なサインやパンフレットなどを準備・設置するとともに、十分な誘導員等を配置すること。

- ・出展者等及び来場者の事故等の防止を図るとともに、事件や事故等不測の事態にも迅速に対応できるよう、運営本部や救護スタッフの配置などの運営体制の構築や、必要な警備の確保などを行うこと。
- ・当日の全体的な実施状況についての記録撮影（写真及び映像）を実施すること。また、記録撮影した写真映像を用いて、当日の様子を5分程度にまとめた動画を作成すること。この動画は、発注者（大阪市北区）のホームページやSNSに掲載する予定である。なお、会場内で記録撮影を行う旨を予め出展者等に説明するとともに、当日会場で来場者に分かるよう表示すること。
- ・会場及び備品等の破損、出展者等及び来場者の怪我に対応できる損害保険に加入すること。
- ・自転車で来場される方による敷地周辺への放置自転車が発生しないよう、スタッフを配置し、利用者を駐輪場へ誘導するとともに、駐輪場の整理を行うこと。なお、駐輪場については、地下駐車場の利用を予定している。

## 6 会場使用料について

令和8年10月17日（土）～18日（日）に使用する本市施設の使用料については、発注者が負担する。

それ以外の会場の使用料金及び必要な機材等に係る料金は受注者が負担すること。

## 7 効果測定等の実施

- (1) 当日の来場者数の測定を実施すること。
- (2) 来場者に対してアンケート調査を行い、結果を集計すること。調査項目については、発注者と調整することとする。

## 8 収益の徴収

飲食物販を出店する場合に発生する収益の一部については、本事業の充実等に還元される仕組みとすること。

## 9 委託料の支払い

「(仮称)北区官民連携イベント」終了後に、業務完了届を提出し、検査後支払うものとする。なお、気象警報の発表等により「(仮称)北区官民連携イベント」の一部又は全部を実施しない場合は、双方の協議の上、出来高に基づいて支払額を決定する。

## 10 報告

- (1) 業務完了後は業務完了届を提出すること。業務完了届には、実施業務の内容、作成物、効

果等、「(仮称) 北区官民連携イベント」の実施概要をまとめた実施報告書を添付するものとする。

- (2) 記録撮影のデータは、DVD 等で 1 部提出すること。

## 11 再委託について

(1) 業務委託契約書第16条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であつてはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 12 その他

(1) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。

(2) 本業務に係る協議、打合せ等の必要経費は全て受注者の負担とする。

(3) 本業務の遂行に当たっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を行うこと。

(4) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる一切の経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

(5) 守秘義務として、本業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。